

高知県観光地域づくり推進員（高知県地域おこし協力隊員）設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県が広域観光総合支援事業を実施するために配置する「観光地域づくり推進員」（以下「推進員」という。）の業務等に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 高知県産業振興計画に基づき、地域における観光資源の磨き上げや受入体制の整備を行い、複数の市町村をまたがる滞在型の観光プランづくりを推進するとともに、このプランの実行と広域での観光地域づくりの中心的役割を担う広域観光組織の体制及び機能を強化するため、広域観光組織に推進員を配置し、効果的な事業の推進を図る。

（業務内容）

第3条 推進員は、広域観光組織において、県、市町村、観光関係団体、事業者及び地域住民等と連携し、次に掲げる業務を行う。

- （1）マーケティング（観光動向調査等）に関する事
- （2）広域エリアの観光戦略に関する事
- （3）複数の市町村をまたがる滞在型の観光プランづくりと実行に関する事
- （4）観光資源の発掘、磨き上げに関する事
- （5）その他、広域観光の推進に関する事

（委嘱）

第4条 推進員は、地方の活性化や地方創生の推進に理解と熱意があり、人格見識に優れた者で、次の各号の要件をすべて満たす者の中から、知事が委嘱する。

- （1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- （2）次に掲げる地域から、生活の拠点を本県内の過疎、山村等の地域に移し、住民票を移動させる者（「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動が2年以上、かつ解嘱1年以内）で、生活拠点を本県に移し、住民票を移動させる者を除く。）
 - ア 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「指定地域」という。）以外の都市地域
 - イ 3大都市圏外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、指定地域以外の都市地域
 - ウ 3大都市圏外の都市地域もしくは3大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利地域以外の区域
- （3）前各号に規定するもののほか、推進員に必要な技能及び資質は、広域観光組織の募集要項に定めるところによる

（委嘱期間）

第5条 推進員の委嘱期間は原則1年とし、最長で委嘱の日から3年まで延長することができる。ただし、初年度は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとし、翌年度以降は、原則として、年度単位で延長する。

(事業の委託)

第6条 県は、推進員の雇用、人材育成、業務管理及び生活支援にかかる事務事業を広域観光組織に委託する。

(身分)

第7条 推進員の身分は、広域観光組織の規程による。なお、県との雇用関係はない。

(報酬等)

第8条 推進員の報酬及び費用弁償については、広域観光組織で別途定める。

(服務)

第9条 推進員の勤務条件等は、広域観光組織の規程による。

(守秘義務)

第10条 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第11条 推進員は、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の30日前までに退任届を提出しなければならない。

(解任)

第12条 知事は、推進員が次の各号の一に該当する場合は、推進員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、推進員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 推進員としてふさわしくない非行があったとき

(県等の役割)

第13条 県及び広域観光組織は、推進員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援等を行う。

- (1) 推進員の年間事業計画の作成支援
- (2) 日々の業務管理、キャリアアップ支援
- (3) 活動終了後の定住支援
- (4) その他、推進員の円滑な活動に必要なこと

(庶務)

第14条 推進員に関する庶務は、広域観光組織で処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、推進員の業務に関し必要な事項は、知事が別途定める。

(附則)

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。